

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C（以下「事業場」という。）において、バーコードリーダーでバーコードを読み取り、専用システムに登録する作業及び書類の発送作業等に従事していた。

請求人によれば、重いコンテナを扱う作業に従事していたところ、平成〇年〇月頃から右腕に筋肉痛のような痛みを覚えるようになり、同年〇月〇日、D医院に受診し「右肘周囲炎」等と診断され、その後、業務内容が変更となったことから右肘の痛みは軽減していたが、平成〇年〇月〇日に従前の業務に異動となったところ、再び痛みが生じ激痛を伴うようになったとして、同月〇日、同医院に受診し「右上腕骨外側上顆炎」と診断され、さらに、同年〇月〇日、E病院に受診し「右外側上顆炎」と診断された。

請求人は、「右上腕骨外側上顆炎」を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、平成〇年〇月分以降の療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した「右上腕骨外側上顆炎」は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

今般、請求人は、傷病名「両上腕骨内側上顆炎」（以下「本件傷病」という。）として、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請

求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件傷病に係る医師の見解をみると、F医師は、平成〇年〇月〇日作成の経過記録において、請求人の自覚症状について、「1週間前、両肘の内側が痛くなった。」と記載し、内側上顆炎が考えられる旨所見している。また、同年〇月〇日作成の経過記録において、請求人の傷病名を「内側上顆炎」と病名登録し、開始日を「平成〇年〇月〇日」と記載している。

当審査会としても、請求人に認められた症状及びF医師の所見に鑑み、本件傷病を発症したのは、診断の確定した同年〇月〇日であると判断する。

(2) ところで、本件傷病を含む上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件傷病のうち「左上腕骨内上顆炎」については、当審査会は、別件再審査請求事件（平成28年労第227号）において、業務との相当因果関係は認められないと判断しているところである。また、請求人の本件傷病のうち「右上腕骨内上顆炎」について検討をしたが、決定書理由に説示するとおり、請求人は本件傷病発症前に上肢に負担のかかる作業に相当期間従事したのとは認められず、また、発症前に過重な業務に就労したとも認められないところであることから、当審査会としても、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

(4) なお、請求人及び再審査請求代理人のその余の主張について、改めて子細に検討したが上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。